

安曇野市自治基本条例 解説案内

安曇野市

安曇野市自治基本条例解説案内 目次

自治基本条例の意義

1 自治基本条例の背景	2
2 安曇野市における自治基本条例の意義	2

自治基本条例の経過

1 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップの開催	3
2 安曇野市自治基本条例に関するアンケート	5
3 安曇野市自治基本条例制定市民会議	6
4 中間報告及び意見の募集	7
5 安曇野市自治基本条例検討委員会	7
6 市議会との連携	8
7 パブリックコメント	8
8 条例の施行	8

自治基本条例の概念図

.....	11
-------	----

自治基本条例の構成

.....	12
-------	----

自治基本条例の解説

前 文	13
第1章 総則	14
第2章 市民の権利及び責務	19
第3章 市議会の役割及び責務	20
第4章 市の役割及び責務	21
第5章 市政運営	24
第6章 危機管理	27
第7章 区	28
第8章 住民投票	29
附 則	31

自治基本条例の意義

1 自治基本条例制定の背景

(1) 地方分権の進展

平成12年の「地方分権一括法」の施行により、国と市町村は対等・協力の立場となり、これまでの国主導型から、市町村が自らの判断と責任において行財政運営を行えるようになりました。

地方分権の進展により、私たちは自己決定、自己責任の下、従来の伝統、文化や風土、産業や人々の生活など特色を生かした新たなまちづくりを行うこととなりました。

日本国憲法に規定する「地方自治の本旨」は、自己決定、自己責任という地方自治の本来のあり方であり、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。地方に自治体を置き、その権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」とともに、市民一人ひとりの意思と責任に基づいて処理をする「市民自治」が特に重要となり、今後の市政運営には市民の市政への参画を拡充し、また市民、市議会及び市の執行機関の連携・協力が必要となってきました。

(2) 社会情勢の変化

少子高齢、人口減少、また成熟社会といわれる大きな社会情勢の変化、地方分権の進展、また厳しさを増す財政状況、さらには東日本大震災や熊本地震など大きな災害を経験する中で、お互いに支え合い、助け合う社会の形成が一層必要となり、また多様化、複雑化する課題の解決には、協働によるまちづくりが重要となってきました。

(3) 条例の必要性

自治体の組織とその運営に関しては地方自治法で規定されていますが、市民の市政や地域コミュニティへの参画、市民相互の支え合いをはじめとする協働のあり方など市民自治の仕組み、また市民、市議会及び市の執行機関の関係性などに関する特段の規定がありませんでした。大きく変貌する社会情勢に対応するため、本市の自治を推進する上で必要な事項をルール化する「自治基本条例」の制定が必要となってきました。

2 安曇野市における自治基本条例の意義

厳しい社会情勢の中、市民一人ひとりが主体的に市政やまちづくりに参画する仕組みと、自治の運営に関する基本理念、市民、市議会及び市の執行機関の協働の枠組などを明確にする必要が高まっています。

安曇野市の自治基本条例は、市民一人ひとりが安曇野市に誇りと責任を持って生きていくことにより、よりよい自治の推進が図られるとともに、すべての市民が心豊かに幸せに暮らすことができる社会づくりを目指すものです。

自治基本条例制定の経過

1 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップの開催

自治基本条例の制定にあたり、広く市民が主体となって条例づくりを行うことを目指すため安曇野市自治基本条例市民ワークショップ（以下「市民ワークショップ」という。）を平成 26 年 12 月から平成 27 年 7 月まで開催しました。市民ワークショップには、80 人の市民（公募、団体推薦、市長推薦）及び 20 人の市職員（市長が指名）の 100 人が 6 回にわたりワークショップ形式で議論を進めました。市民ワークショップの意見をとりまとめ、平成 27 年 7 月 6 日、市民ワークショップの会長から市長へ報告書を提出していただきました。

	日 時（場所）	内 容
第 1 回	1 月 31 日（土）午前 10 時 （堀金支所 301 会議室）	(1) 講話「自治基本条例とは」（木村晴壽先生） (2) 安曇野市自治基本条例（仮称）市民ワークショップについて ①市民ワークショップの目的と具体的取組 ②市民ワークショップのルール ③グループ討議について ④正副会長の選出 (3) グループ討議 (4) グループ討議報告
第 2 回	2 月 21 日（土）午前 10 時 （三郷公民館講堂）	(1) グループ討議（地域課題、地域コミュニティ、市民の役割と責務、行政の役割と責務、議会の役割と責務） (2) グループ討議
第 3 回	3 月 21 日（土）午前 10 時 （三郷公民館講堂）	(1) グループ討議（地域課題、地域コミュニティ、市民の役割と責務、行政の役割と責務、議会の役割と責務） (2) グループ討議報告
第 4 回	4 月 18 日（土）午前 10 時 （三郷公民館講堂）	(1) グループ討議（まちづくり推進会議（仮称）、住民投票、区の再編について） (2) グループ討議報告
第 5 回	5 月 23 日（土）午前 10 時 （三郷公民館講堂）	(1) グループ討議（まちづくり推進会議（仮称）、住民投票、区の再編について） (2) グループ討議報告 (3) WS まとめ（案）
第 6 回	6 月 27 日（土）午前 10 時 （三郷公民館講堂）	(1) WS まとめ (2) その他

安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)の制定に向け、市民自治の基本的なあり方の協議を行うため、安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ(以下「市民ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民ワークショップは、自治基本条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うものとする。

2 市民ワークショップは、前項の検討した経過及び結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民ワークショップは、100人以内の委員をもって組織する。

2 市民ワークショップの委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の各団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 市長が指名する市職員
- (4) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市民ワークショップの委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による所掌事務を終えた時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民ワークショップに会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、市民ワークショップを代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議及びワークショップ)

第6条 市民ワークショップは、会長が招集する。

- 2 市民ワークショップは、自治基本条例に関する全体会議の開催及び各テーマに応じたグループ分けによりワークショップを行うものとする。
- 3 市民ワークショップは、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民ワークショップの庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民ワークショップに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年12月26日から施行する。

2 安曇野市自治基本条例に関するアンケート調査

平成 27 年 8 月から 9 月にかけて、満 18 歳以上の方 2,000 人（男女 1,000 人ずつ）を対象に無作為に抽出し、自治基本条例に関するアンケートを実施しました。回収率は 41. 2%（男性 39.8%、女性 42.2%）（豊科地域 43.4%、穂高地域 41.5%、三郷地域 39.5%、堀金地域 34.6%、明科地域 42.9%）でした。年齢別では、18 歳から 20 歳代が 25.2%、30 歳代が 29.2%、40 歳代が 32.3%、50 歳代が 45.6%、60 歳代が 55.2%、70 歳以上が 48.2%であり、若年層の回答率が低く、年齢層が上になるにつれ、回答率も高まっていました。

自治基本条例について、「知っている」と答えた方は 11%であり、「聞いたことはあるが内容を知らない」が 46%、57%の方が「何らかの形で耳にしている」という結果でした。また「聞いたことがない」が 43%であり、自治基本条例について「詳しく知らない」という方が 89%とほとんどでした。条例の必要性については、「大いに必要と思う」と答えた方が 12%、「ある程度必要と思う」が 42%、「必要と考える」が 54%と過半数でした。一方「必要と思わない」が 1%、「あまり必要と思わない」が 2%、また 3%の方が「必要ない」と考えています。しかし、「わからない」と答えた方が 35%と、必要、不必要と判断できない、知らないから答えられない方も多くいました。

自治基本条例に盛り込む事項として「市民の役割、責務と権利」が最も多く 38.3%、次いで「情報公開や情報共有」が 37.0%、「市の役割、責務と権利」が 33.4%、「人権の尊重や個人情報保護」が 28.6%、「議会の役割、責務と権利」が 25.1%、「住民投票」が 22.0%、「市民参加や協働」が 17.8%、「地域コミュニティへの加入」が 16.9%という結果となりました。

市民の役割では、最も高い数値となったのが「お互いに支え合い、助け合う社会の形成を図ること」で半数以上の 53.4%、「自らの発言と行動に責任を持つこと」が 28.9%、「地域のコミュニティに加入すること」が 28.3%、「市との協働によるまちづくりの推進を図ること」が 27.2%、「市政に参加し、まちづくりの主役となること」が 19.3%、「公共の福祉に関わること」が 17.2%、「公益的な市民活動に取り組むこと」が 13.0%となっています。

議会の役割では、もっとも高い項目が「市民の意見を反映させること」で 60.4%、次に「市民への積極的な情報を提供すること」が 39.9%、「行政を監視し、チェックすること」が 33.1%、「議会の透明性を図ること」が 31.2%、「議会基本条例に基づきその使命を果たすこと」が 30.3%、最も低かったのが「政策提言、条例立案をすること」で 16.5%でした。

行政の役割では、「行政に関しわかりやすい説明をすること」が 47.2%と最も高くなっており、次いで「情報公開に努めること」が 41.0%、「住みやすいまちづくりを進めること」が 39.8%、「公正、公平な行財政運営を図ること」が 37.0%、「効率的かつ健全な行財政運営を図ること」が 35.1%、「市民と協働を推進すること」が 20.3%、「市政への市民参画を積極的に推進すること」が 18.8%、「政策に関わる能力を向上させること」が最も低く 18.3%でした。

3 安曇野市自治基本条例制定市民会議

市民ワークショップの報告書及びアンケートの結果を基に、具体的な自治基本条例に掲げる項目とその内容について検討する安曇野市自治基本条例制定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置し、6回にわたる検討を進めました。市民会議では、第5回までのまとめを中間報告書として取りまとめ、市民及び市議会へ報告をするとともに、報告に対する意見を募りました。いただいた意見を反映させ、8月5日、市民会議の会長から市長へ報告書を提出していただきました。

なお、市民会議終了後、会議概要を市のホームページに掲載し、その都度市民の皆さんからのご意見を募集してきました。

	日 時（場所）	内 容
第1回	平成27年 12月22日（火）午前9時 30分（本庁舎大会議室）	(1) 講話 「自治基本条例とは」（木村晴壽アドバイザー） (2) 安曇野市自治基本条例制定市民会議について (3) 正副会長の選出について (4) 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップの報告書について (5) 安曇野市自治基本条例アンケート調査の結果について (6) 安曇野市自治基本条例の構成について (7) その他
第2回	平成28年 1月14日（木）午前10時 （本庁舎大会議室）	(1) 自治基本条例の項目ごとの検討について (2) その他
第3回	2月3日（水）午前10時 （本庁舎301会議室）	(1) 自治基本条例の項目ごとの検討について (2) その他
第4回	2月26日（金）午前10時 （本庁舎301会議室）	(1) 自治基本条例の項目ごとの検討について (2) その他
第5回	3月29日（火）午前10時 （本庁舎301会議室）	(1) 自治基本条例の項目及び内容について (2) その他
第6回	7月12日（火）午前10時 （本庁舎全員協議会室）	(1) 自治基本条例中間報告に対する市民等からの意見並びに条例の項目及び内容（案）について (2) 自治基本条例制定市民会議報告書（案）について (3) その他

4 中間報告及び意見の募集

平成28年3月29日開催の第5回市民会議までの検討内容を中間報告としてまとめ、市民の皆さん、市議会等から意見を募り、57件の意見等をいただきました。

(1) 中間報告の市広報紙等への掲載と意見募集

平成28年4月の「広報あづみの」及び市のホームページへの掲載により、市民の皆さんからの意見を募集しました。

(2) 市民向け中間報告会の開催

平成28年5月に市内5か所において、中間報告を説明し、ご意見をいただきました。

5月23日(月) 19:00～(市役所本庁舎「大会議室」)

5月24日(火) 19:00～(三郷公民館「講堂」)

5月25日(水) 19:00～(明科公民館「講堂」)

5月26日(木) 19:00～(堀金公民館「会議室1」)

5月27日(金) 19:00～(穂高会館「第1, 2会議室」)

(3) 市議会への中間報告

平成28年5月27日開催の市議会全員協議会において、中間報告書に基づき説明をし、ご意見等をいただきました。

(4) 関係者への意見の意見募集

市民ワークショップ委員及び市内各区長へ中間報告書を送付し、ご意見をいただきました。また、安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会において、中間報告を説明し、ご意見をいただきました。

5 安曇野市自治基本条例検討委員会

平成28年8月5日に提出をいただきました、市民会議の報告書に基づき、安曇野市自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」という。)の5人の委員により、条例の文案を検討しました。

検討を進める上では、平成27年1月から6月まで開催した安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ、また平成27年12月から平成28年7月まで開催した安曇野市自治基本条例制定市民会議などで各委員からいただいた意見を振り返りながら、できる限り反映できるよう努めてきました。

検討委員会から、検討の結果を取りまとめ、12月9日に会長から市長へ報告書を提出していただきました。

	日 時 (場所)	内 容
第1回	平成28年 9月21日(水) 午後1時 30分(本庁舎307会議室)	(1) 安曇野市自治基本条例検討委員会について (2) 安曇野市自治基本条例制定市民会議の報告書について (3) 委員長及び副委員長の選出について

		(4) 条文(案)について (5) その他
第2回	10月11日(火)午後1時 30分(本庁舎301会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第3回	11月2日(水)午後1時 30分(本庁舎401会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第4回	11月8日(火)午後5時 (本庁舎401会議室)	(1) 条文(案)について (2) その他
第5回	12月1日(木)午前1時 30分(本庁舎301会議室)	(1) 条文(案)について (2) 検討委員会報告書について (3) その他

6 市議会との連携

議会基本条例がすでに施行されており、また自治基本条例は市民、市議会及び市の執行機関の役割や責務、またそれぞれの連携・協働が謳われており、自治の最高規範と位置付けていることから、条例を制定するにあたっては、市議会との連携が欠かせません。このため、議会基本条例第10条の規定に基づき、平成28年5月の市民会議の中間報告をはじめ、平成28年12月にはパブリックコメントの実施前に、全員協議会において報告をしました。

7 パブリックコメント

安曇野市自治基本条例の素案について、広く市民の皆さんからの声をお聞きするため、平成28年12月15日から平成29年1月13日までパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、3人から7件のご意見をいただきました。寄せられた内容は、「本条例に対する市民の関心を高めること」、「市政の情報の提供に努めること」、「市民や市区長会の定義に関すること」、「事業者の責務に関すること」、「地域コミュニティの面から、区への未加入者にも配慮した条例であること」などでした。これらの意見により条文の修正はありませんでしたが、条例の施行後の運用において参考とさせていただきます。

8 条例の施行

平成29年3月議会の議決を経て、平成29年4月1日、条例が施行されました。

9 条例の検証等

令和2年3月議会の議決を経て、一部改正しました。

安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市自治基本条例案（以下「自治基本条例案」という。）の制定に向け、市民、学識経験者その他多様な立場の視点から多角的に検討することにより、協働のまちづくりの理念を実現する自治基本条例案を作成するため必要な組織（以下「会議等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する会議等の名称)

第2条 前条の目的を達成するため設置する会議等の名称、所掌事務、委員の定数、設置する役員、役員
の選任方法等は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から所掌事務が完了した日までとする。

(役員)

第5条 第2条に規定する会議等に、それぞれ別表に掲げる役員を置く。

2 会議等の長たる委員（以下「会長等」という。）は、当該会議等を代表し、会務を総理する。

3 副会長、副委員長その他の会長等に準じる委員は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議等は、会長等が招集する。

2 会議等は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報の公開等)

第7条 会議等の議事は原則として公表する。

2 前項の公表は、ホームページへの掲載その他の広報媒体を利用する方法によるものとする。

3 第1項の公表を行った場合において、会議等の議事に関する意見があったときは、その内容を会議等において検討するものとする。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、会長等が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成27年10月2日から施行する。

(安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱の廃止)

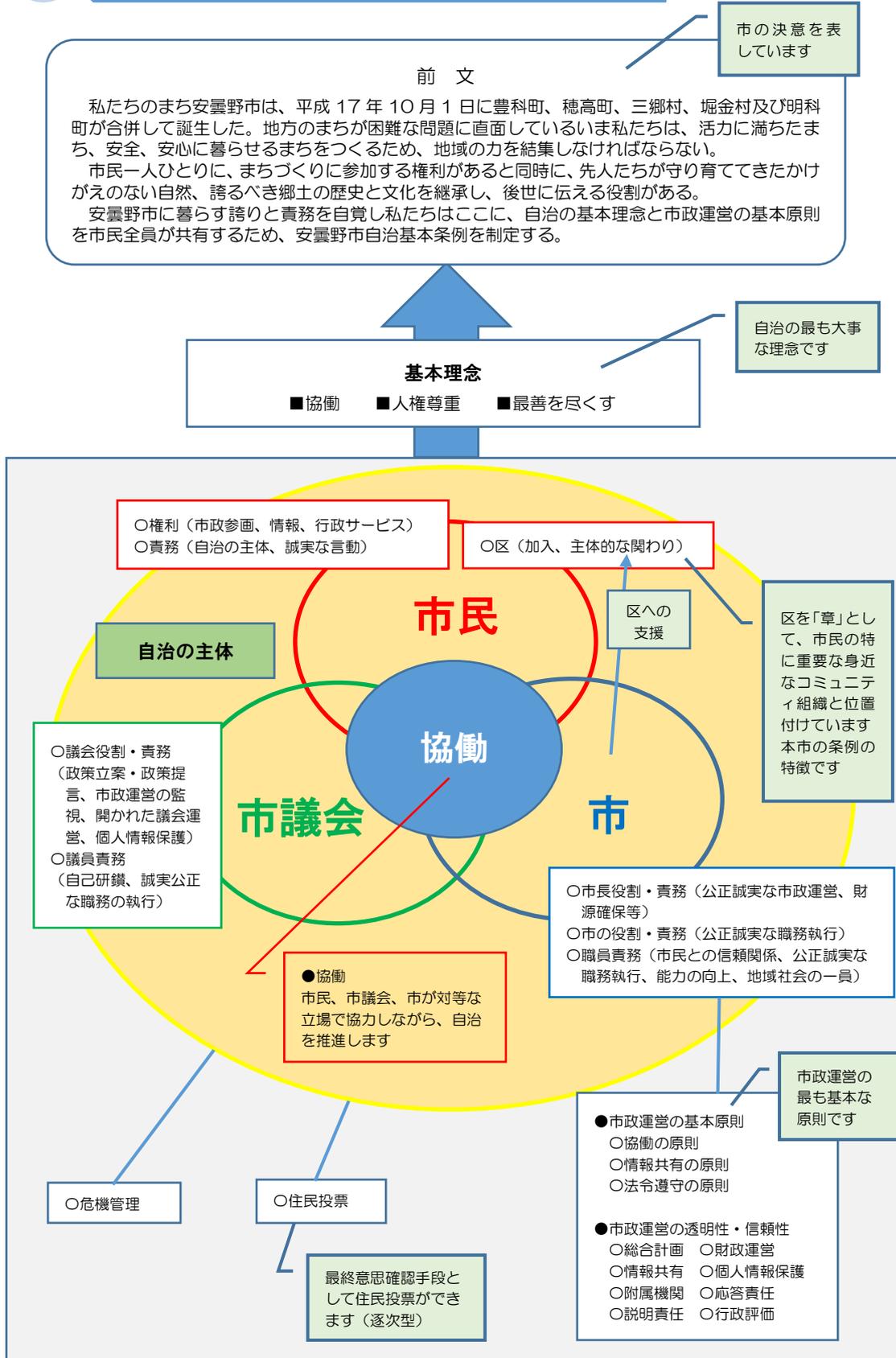
2 安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱（平成27年安曇野市告示第64号）は、廃止する。

附 則（平成28年4月26日告示第214号）

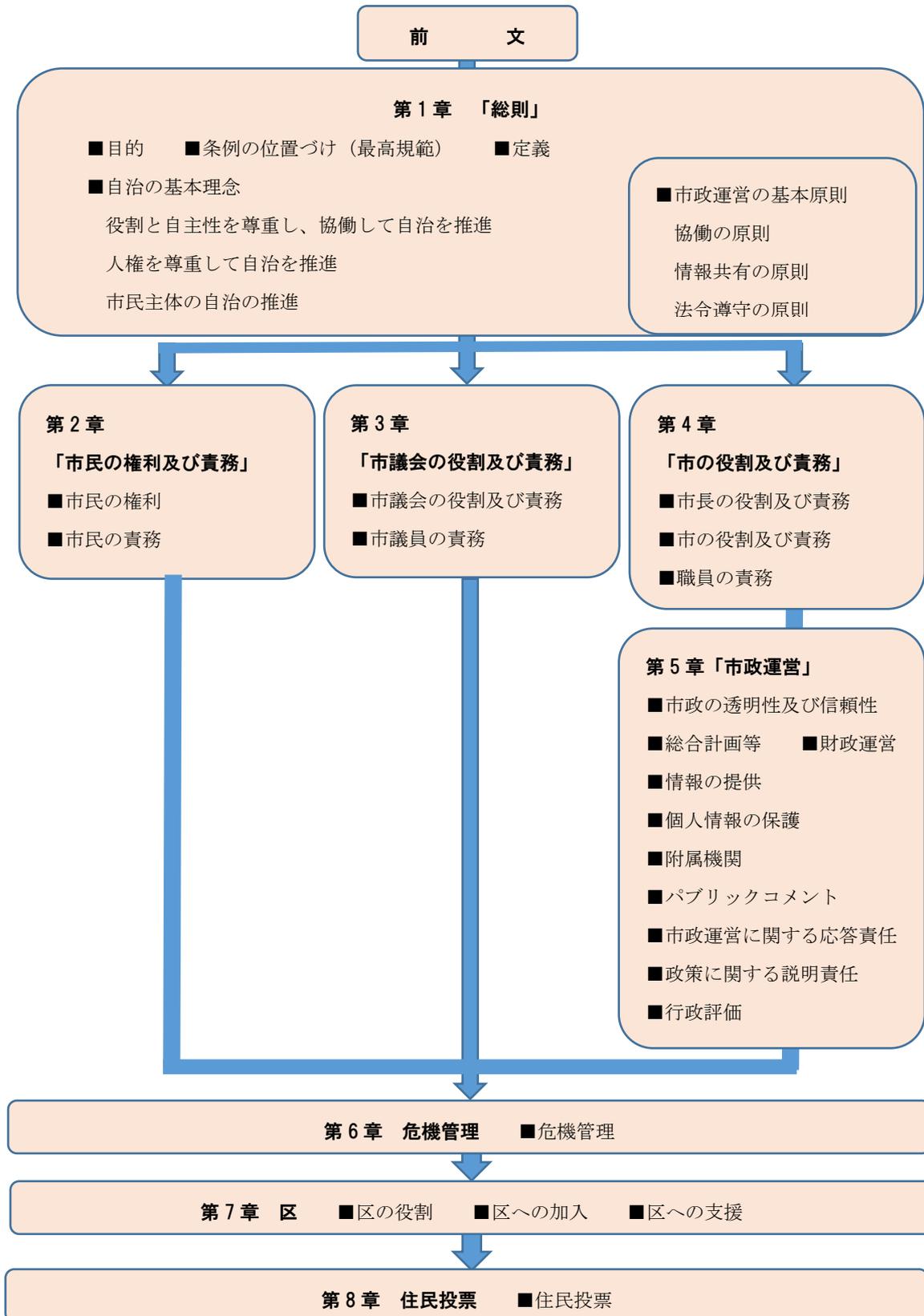
この告示は、平成28年4月26日から施行する。

名 称	所掌事務	委員の 定員	委員の資格	設置する 役員	役員 の 選任方法	備 考
安曇野市自治基本条例制定市民会議	自治基本条例案の内容並びに条文案の文言及び構成に関する事項について研究及び検討を行い、その経過及び結果を市長に報告すること。	20人以内	(1) 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ(自治基本条例の基本的なあり方について、市民が参加して検討する組織をいう。)の委員(市長が指名する市職員を除く。)のうち、趣旨に賛同する者 (2) 市長が必要と認める者	会長及び副会長	互選	(1) 委員のほか、アドバイザーを置くものとする。 (2) 全体会議のほか、ワークショップを行うことができる。
安曇野市自治基本条例検討委員会	自治基本条例案に規定すべき項目、内容等について検討し、市長に報告すること	5人以内	(1) 識見を有する者 (2) 安曇野市区長会を構成する区の区長であって、同会の推薦を受けたもの (3) その他市長が適当と認める者	委員長及び副委員長	委員長にあっては市長が指名する委員を、副委員長にあっては委員長が指名する委員をもって充てる。	

自治基本条例の概念図



自治基本条例の構成



自治基本条例の解説

前文

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人一人に、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の基本理念と市政運営の基本原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

【解説】 前文は、この自治基本条例における本市の決意を明らかにしたものです。前文の構成は次のとおりです。

第 1 段落 安曇野市誕生の経緯及び大きく変化する社会情勢の中で、一人ひとりの力を結集しなければならないこと。

第 2 段落 市民一人ひとりがまちづくりに参画する権利があること、また先人たちが守り育ててきた安曇野市の自然、歴史・文化を確かな形として後世に継承しなければならないこと。

第 3 段落 一人ひとりが安曇野に誇りと責任を持ち、自治を推進していくこと、またそのために条例を制定すること。

安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日、豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町による新設合併により誕生しました。新市の基本目標として「市民が主体に地域づくりに参画する」こととしています。

近年における少子高齢化や人口減少など大きく変わる社会情勢、また生活環境の変化及び市民ニーズの多様化の中で、市民一人ひとりが自治の主体としての自覚の下、幸福に暮らせるまちづくりを構築することが重要と考えます。そのため、市民の力を結集させ、新たな産業の発展や文化の創造など活気あふれるまち、事件や事故のない安全・安心なまち、生き生きと暮らすことによる健康長寿のまちを目指します。

また、先人たちが守り育ててきた豊かな自然環境や歴史・文化に感謝するとともに、後世に継承していかなければなりません。このことから、私たちは自治の主体であることを自覚し、自治の基本理念と市政運営の基本原則を全ての市民、市議会及び市が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定します。

法制度的には他の条例との位置づけは同じではありますが、他の条例を包括する条例でもあることから、市民会議では、自治基本条例は「最高規範」として位置づけることを第 2 条で規定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

【解説】 本条では、本条例の目的を明確に定めています。

「自治」とは、日本国憲法で保障されている「地方自治の本旨」を構成する「団体自治」と「住民自治」の2つの要素を指しています。目的では、自己決定、自己責任による「自立した自治の実現」を目指し、自治基本条例が明らかにするもの、定めるものの趣旨と目的を明らかにしています。

本条例で定める主な内容は、自治の基本的な理念（考え方や方向性）、市政運営の基本原則を定めるとともに、市民、市議会及び市（市の執行機関）の役割と関係を定めています。

また、自治の構成員は「市民」「市議会」「市（長）」のそれぞれ独立した三者であり、大きく変化する社会情勢、生活環境あるいは多様化する市民ニーズに対応するためには、この三者による協働が必要であること、また実現に向けた基本的な事項を規定することを目的と定めています。

【参考】

日本国憲法（抜粋）

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。

【解説】 本条では、本条例を本市における自治の最高規範と位置付けることを定めています。

(第1項)

本条例を安曇野市における「最高規範」と位置付け、市民、市議会及び市は条例を遵守し、条例に基づき自治を推進することを定めるものとしています。国の最高規範は、もちろん憲法ですが、自治基本条例は、自治体運営に関する最も基本的な事項を定める条例であることから、「自治体の憲法」などと比喩的に表現されることもあり、本条例は、地方自治法上、他の条例との関係に優劣はありませんが、「この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。」とされていることから“本市における”「最高規範」と位置付けています。また、本条例では、自治の主体である

市民、市議会及び市の執行機関の責務などを定めていること、自治を進める上で基本となる事項を網羅的に規定するとともに、他の条例の制定や総合計画を策定する場合の原則を定めており、こうした性格を有する条例であることから“本市における”「最高規範」と位置付けています。

(第2項)

本条例を「最高規範」と位置付けることから、本条例以外の条例、規則等の制定・改廃並びに計画の策定及び政策の立案・実施にあたっては、本条例を尊重し、及びこの条例との整合を図るものとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの

【解説】 本条では、この条例の中で使われる用語の内、特に重要と思われる用語について定義しています。

(第1号) 本条では、「市民」の定義を「市内に住所を有し又は居住する者、市内に通勤又は通学する者、及び市内で事業活動又は公益の増進に取り組むもの」と定めています。

市内に住所を有する者とは、市内に住民票を持つ皆さんあるいは主たる生活の場所を本市に置く方であり、居住する者とは、主たる生活の場が市内ではないが一時的に住んでいる方を含みます。また、外国籍の方も含みます。

市内に通勤又は通学する者は、市外から市内の高等学校へ通う学生や市内の企業等に勤めている人も含めて「市民」としました。

また、市内で事業活動をする団体及び市内でNPO活動、ボランティア活動等行っている個人や団体も「市民」としています。「事業活動を行うもの」とは、市内で事業を営む個人事業主、又は法人です。

「公益の増進に取り組むもの」とは、区など自治会、NPO法人やボランティア団体のほか、サークル活動を行う団体など公益活動を行う法人や団体を「市民」とします。

「活動」については特に定義づけをしていますが、市内において一過性でなく、目的意識を持って継続的な活動を行う個人または団体を指しています。

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

【解説】

(第2号)

本条では、「市」の定義を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産

評価委員会、地方公営企業」と定めています。地方公営企業は、水道（上水道）事業及び公共下水道事業があり、「市」の定義に含まれます。

(3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。

【解説】

(第3号)

本条では、「自治」の定義を「自らの地域を市民の意思及び責任において運営すること」と定めています。

目的でも触れましたが、日本国憲法に規定する「地方自治の本旨」は、自己決定、自己責任という地方自治の本来のあり方であり、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。その地方自治の本旨を表現しました。団体自治とは、地方に自治体を置き、その権限と責任において地域の行政を処理するもの（国から独立した地方自治体が自らの意思と責任のもとで、自主的・自律的な自治体運営を行うこと）、住民自治とは、地方行政を行う場合に、住民の意思と責任に基づいて処理をするもの（地方自治体の運営が住民の意思と責任のもとに行われること）です。この条例の根幹となる部分です。

地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを進めることとなり、団体自治の拡充が加速してきました。一方、団体自治の確立とともに、地方自治のもう一つの核である住民自治の拡充も不可欠であり、市民の市政やまちづくりへの参画の機会の確保、また、それぞれ独立する市民、市議会及び市の協働関係を明確化することが必要となってきました。

本条例の定義では、住民自治に係る「自らの意思と責任」において、市民一人ひとりが主体となってまちづくりを推進することにより、団体自治に係る自治体が市民主体により市政運営を行うこととしています。なお、「市民」を幅広い定義で捉えたため、「住民の意思及び責任」でなく「市民の意思及び責任」としました。

(4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。

【解説】

(第4号)

本条では、「まちづくり」の定義を「地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すこと」と定めています。

本条例では、「自治」と「まちづくり」をその守備範囲の違いから使い分けております。「自治」は本条例に掲げるすべてを範囲として、また「まちづくり」は、「自治」の範囲よりも狭い範囲と考えます。本条例の「まちづくり」の定義は、暮らしてよかったと思える地域社会を創り出すため、多様化、複雑化する「地域課題を解決すること」としています。

「地域課題」は、環境課題、福祉課題、防犯・防災課題、教育課題、道路課題など多岐にわたるものが想定されます。「地域」は、「区」など自治組織単位、あるいは旧町村単位など範囲は異なりますが、

いずれにしても地域課題は、市民の生活に直結し、市民一人ひとりが自分の問題として捉えるものです。

(5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。

【解説】

(第5号)

本条では、「協働」の定義を「市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動すること」と定めています。これは、市民、市議会及び市はそれぞれ自治推進の主体として、相互が対等で、信頼し、尊重し、役割を担いながら不足する部分を補い合うことを意味しています。

「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針」における協働のまちづくりの定義は、「協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携すること」としています。

協働は、自治（自らの地域を市民の意思及び責任において運営する）及びまちづくり（多様化する地域課題を解決し、よりよい地域を創り出す）を進める上でも重要な手段と考えます。

(6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。

【解説】

(第6号)

本条では、「総合計画等」の定義を「基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画」と定めています。

「総合計画」は「基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画」とし、個別計画は、「総合計画に基づく各種計画」としています。

(7) 区 本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。

【解説】

(第7号)

本条では、「区」の定義を「本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するもの」と定めています。

区は任意組織であるため、法的根拠はありません。本条例における定義として、「区」は「本市の区域内にある自治組織」であって、「代表者」というのは「自治組織としての区が決定した意思を対外的に表示する権限を有する者のこと」です。

(8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

【解説】

(第8号)

本条では、「安曇野市区長会」の定義を「各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織」と定めています。安曇野市区長会は、全市の区長により構成されています。

安曇野市区長会では、近年、少子高齢化、人口減少など社会情勢が大きく変わってきている中で、地域課題も多様化、複雑化してきていることから、市区長会では、各区相互の連携・協力の下、地域課題を解決するとともに、それぞれの区の地域力向上による発展を目指すこととしています。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語、宗教又は文化等の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。

3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

【解説】 本条では、本市の自治のあるべき姿、また市民、市議会及び市それぞれが持つべき姿勢を定めています。自治の基本理念は、本市の自治の目標を具現化するための必要な事項を表現しています。

(第1項)

市民、市議会及び市は、自治の主体として、それぞれの役割を果たし、またお互いの自主性を尊重し、様々な課題解決を図るとともに、対等な立場で協力しながら自治を推進していきます。

(第2項)

市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語、宗教又は文化等の違いを認め合い、差別することなく、対等な関係を築く「多文化共生社会」を目指すこととしています。また、市民、市議会及び市は、基本的人権を尊重して自治を推進します。

令和元年度の検証等により、話題になることが多く関心が高い「宗教」と、文化の後ろに「等」を加え、信条、性別、職業など広範にとらえられる内容にしました。

(第3項)

自治の推進には、その主体である市民、市議会及び市がそれぞれ担う役割について、最善を尽くすこととしており、不足する部分を協働により補い合うこととしています。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。

【解説】 本条では、本条例が掲げる自治の基本原則に基づく市政の運営にあたり、市が行うべき原則を定めています。

(第1号)

市は、自治の理念を踏まえ、様々な地域課題を市民及び市議会と対等な立場で協力し合う協働により解決することを定めます。

(2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。

【解説】

(第2号)

自治の推進には、市民、市議会及び市の情報の共有が重要であり、市は自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有することを定めています。

(3) 法令遵守の原則 市は、全ての法令等を遵守すること。

【解説】

(第3号)

市政を運営するにあたり、公正な自治を推進することが求められ、法令の遵守を義務付けることを定めています。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。

3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

【解説】 本条では、自治の基本理念を実現するため、自治の主体である市民が有する権利を定めています。

(第1項)

市民は、自治の主体として、自らの意思により主体的・自主的に市政に参画する権利があることを定めています。市は、市民の市政への参画を保障するため、市民の総合計画及び個別計画の策定等において、参画の機会を設けることとします。

(第2項)

市民は、市議会や市政に関する情報について知る権利を持つことを定めています。市では「安曇野市情報公開条例」により、市民の権利に規定する「市政についての情報を知る権利」及び「まちづくりの

主体として、まちづくりに参画する権利」を保障するため、情報公開及び情報共有について定めています。

(第3項)

市民の行政サービスの提供を受ける権利を定めていますが、サービスは条例や規則の規定に基づき、対象者が限定されることもあります。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

【解説】 本条では、自治及びまちづくりの推進における市民の責務を定めています。責務は市民が自らの責任で主体的に果たすべきものです。

(第1項)

市民は、自治の主体としての自覚を持ち、自治に関心を持つとともに積極的にまちづくりに参画及び推進することを定めています。

(第2項)

市民は、前項で規定した市政への参画の権利を行使するにあたっては、自らの提言が言い放しや権利の主張だけでなく、自分の発言や行動に責任を持つことを定めています。

第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、法令で定める権限を行使するものとする。

2 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報に適正に管理し、取扱うものとする。

【解説】 本条は、自治の推進の主体である市議会が果たすべき役割と責務を定めています。地方自治法では、第96条から第100条の2まで、議決権、検査及び監査の請求権など、多岐にわたって議会の権能を定めています。また、本市では、自治に基づく議会運営の基本原則を定めた「安曇野市議会基本条例」(平成25年条例第29号)が施行されており、市議会及び市議会議員は、2元代表制のもと市長と相互の抑制と均衡を図りながら、同条例に規定する活動原則に基づき活動すること、また政策立案、政策提言を行う役割を担うことなどを定めています。

(第1項)

自治の推進にあたり、市議会は地方自治法や安曇野市議会基本条例等、法令で定められた権限を行使することを定めています。

先述のとおり、地方自治法では、第96条から第100条の2まで、議決権、検査及び監査の請求権な

ど、多岐にわたって議会の権能を定めています。また、「安曇野市議会基本条例」においても活動原則を細かく定めています。条例制定当初は、たくさんある権能の一部のみを取り上げて条文としていましたが、それだけでは多岐にわたる権能を表現しきれないこと、議会基本条例を尊重する意味から、令和2年の検証等において、「法令で定める権限を行使する」と包括的な表現にあらためました。

(第2項)

市の執行機関と同様に、市議会においても、市議会が保有する個人情報を保護しなければならないことを定めています。

□関係条例等 安曇野市個人情報保護条例、安曇野市議会基本条例

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

【解説】 本条は、前条の市議会の役割が果たされるよう、市議会議員の責務について定めています。

個々の議員が、市民の意見を的確にとらえ、市政に反映させていくために、自己の能力の向上に努めるとともに、合議制の意思決定機関の一員として、自由な討論が行われ、十分議論を尽くし、市議会の役割及び責務を誠実かつ公正に果たすよう努めなければならないことを定めます。

前条のとおり、本条例では、議会基本条例との整合を図り、その趣旨を尊重したものとすることとし、その上で市議会議員の責務について基本的な事項を定めています。

□関係条例等 安曇野市議会基本条例

第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、市政運営の原則にのっとり、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

【解説】 本条は、市民の直接選挙によって選ばれた市長が、自治の基本理念を実現するために果たすべき役割及び責務を定めています。

(第1項)

市長は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置づけられており、地方自治法において定める権限を執行することについて、市民からの信託に基づき公正かつ誠実に市政運営を執行し、まちづくりを推進しなければならないことを定めています。

【参考】 地方自治法で定める市長の主な権限

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。
- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(第 2 項)

今後の市政は地域経営体としての視野を持ち、市民主体の自治及び協働のまちづくりの推進を基盤として、より効率的かつ効果的な市政運営に努めなければならないことから、市長は市政運営の原則に則り、必要な財源の確保に努めることを定めています。また、財源の確保に努めながら総合計画及び個別計画を策定し、また政策を立案並びに実施し、評価を行うことについて定めています。

(市の役割及び責務)

第 11 条 市は、市政運営の原則にのっとり、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

【解説】 本条は、市の執行機関の基本的な役割及び責務を定めています。

権限とは、地方自治法第 7 章「執行機関」で規定する市長の権限である「統轄し代表する権利」、「事務の管理及び執行の権限」、「事務を担当する権利」など及び同法 138 条の 4 に規定する市長を除く市の執行機関の権限です。

市の執行機関は、市政運営の原則に則り、市長及び市長を除く市の執行機関の権限と責任により、公正かつ誠実な市政運営に努めることを定めています。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

2 職員は、市政運営の原則にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

【解説】 本条は、自治の基本理念に基づき、本市における自治を進める上での市職員の責務を定めています。

職員は、市の執行機関の職員や議会事務局の職員で、副市長などの特別職、一般職の正規・臨時職員などを言います。職員は、単に職務を遂行するだけにとどまらず、職務に必要な知識と技能などを習得し、一市民としてもまちづくりに参画することが求められています。

(第 1 項)

職員は、地方公務員法第 30 条に規定するサービスの根本基準「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」の規定のとおり、全体の奉仕者として法令遵守することは当然であり、市民との信頼関係を築くことに努めることを定めています。

(第 2 項)

職員は、市政運営の原則に則り、またその職務を遂行するにあたっての基本姿勢としてこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行していかなければならないことを定めています。

(第 3 項)

職員は、自治を推進するコーディネーター役であり、社会情勢の大きな変化に伴う地域課題の多様化・複雑化、市民ニーズの高度化など、これらに対応できるプロフェッショナルとしての能力が求められることから、自ら知識や技術の向上に努めることを定めています。

(第 4 項)

職員は地域社会の一員として、積極的な市民との連携により、地域コミュニティ活動、ボランティア活動など市民活動、また様々な地域課題の解決に取り組むよう努めることを定めています。

第5章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第13条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

【解説】 本条は、市政運営の基本原則の実現に向け、市民及び市議会に対する透明性及び信頼性に努めることを定めています。

市政運営にあたり、市政の公正さと透明性が確保され、また法令遵守と倫理の保持に努め、市民との信頼関係を構築していくことを定めています。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

2 市は、総合計画等を市民参画の下で策定するものとする。

【解説】 本条は、総合計画及び個別計画を市民参画により策定することを定めています。

平成23年地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなり、策定において市議会の議決を経るかについては、それぞれの自治体に委ねられることとなりました。

(第1項)

市は、市政運営の原則に則り、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画及び個別の行政目的を実現するための各種の計画を策定することを定めています。

(第2項)

総合計画や個別計画を策定する場合は、市民の参画の機会を保障することを定めています。

(財政運営)

第15条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

【解説】 本条は、行政運営の基本となる財政運営について基本的な考え方を定めています。

(第1項)

自治体経営という視点からは、財政の健全性を維持することが重要であることから、その旨を明記しました。

(第2項)

市の財政状況を市民に見える形でわかりやすく公表、説明することを定めています。

□関係条例等 安曇野市財政状況の公表に関する条例

（情報の提供）

第 16 条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

【解説】 本条は、「市政運営の基本原則」に掲げる「情報共有の原則」を具現化するものとして、市が保有する市政に関する情報を積極的に市民へ提供することを定めています。

市政を運営していく上で、市民の参画は欠かせないものであり、そのためにも市民の市政に対する理解と信頼が必要であること、また市民の市政への参画を促進するためには、市が保有する情報を積極的に提供することを定めています。

市民の知る権利については、本条例第 6 条第 2 項で規定しています。

□関係条例等 安曇野市情報公開条例

（個人情報の保護）

第 17 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

【解説】 本条は、市が保有する個人情報を適切に管理し、取り扱うことにより、市として行わなければならない個人の権利及び利益の保護に最大限配慮することを定めています。

個人情報は、慎重かつ適正に管理され、また取り扱わなければなりません。市は、市民の信頼を損なうことのないよう、保有する個人情報の重要性を認識し、その管理体制の充実を図り、決して個人の権利や利益を損なってはいけないことを定めています。

市では、別に定める安曇野市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 16 号）が施行されており、市民の基本的人権の擁護や公正で開かれた行政運営の推進を図るため、市は保有する個人情報を保護することとしています。

□関係条例等 安曇野市個人情報保護条例

（附属機関）

第 18 条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

【解説】 本条は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置する附属機関（法律又は条例により設置する審査会、審議会、調査会など）の委員の選任について定めるとともに、附属機関の運営について定めています。

(第1項)

附属機関の設置は、市民の市政への参画を進める上で重要となるものです。附属機関の委員の選出にあたっては、それぞれの機関の設置の目的により、幅の広い意見が反映できるよう配慮に努めることを定めています。

(第2項)

第1項同様、附属機関の委員の選出にあたっては、その機関の設置の目的により、必要に応じて専門的な観点から選出することを定めています。

(第3項)

附属機関の運営にあたっては、公正な行政運営を図るため中立性及び公平性が確保されることを定めています。

□関係条例等 「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」

(パブリックコメント)

第19条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

【解説】 本条は、市民の市政への参画の推進のために必要な意見公募の手続きであるパブリックコメント制度について定めています。

市は、市の重要な条例や市政に関わる重要な計画等を定めようとするときは、あらかじめ内容等を公表し、広く市民から意見を求めることを定めています。また、市民からいただいた意見に対する市の考え方を公表することについて定めています。

□関係条例等 「安曇野市パブリックコメント手続実施要綱」

(市政運営に関する応答責任)

第20条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

【解説】 本条は、市民から寄せられる市政運営に関わる意見や要望などに対して、迅速かつ誠実に応答することについて定めています。

市は、市民から出された意見、質問、要望、苦情等があった場合は、真摯に受け止め、それらに対する市の考え方を迅速かつ誠実に回答することを定めています。

(政策に関する説明責任)

第21条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】 本条は、市の説明責任について定めています。

説明責任は、本条例第 6 条「市民の権利」に規定する「市民が情報を知る権利」を保障するとともに、「市民が行政へ参画する権利」を行使する上での前提となるものです。市は、総合計画、個別計画や政策、またこれらの実施にあたり掲げる目標や決定の理由、根拠などについて、市民にわかりやすく説明しなければならないことを定めています。

（行政評価）

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】 本条は、「行政評価」の目的及び実施、並びに公表について定めています。効率的で効果的な市政運営を図るためには、「P（計画）、D（実行）、C（評価）、A（改善）」のサイクルで事業を行い、このサイクルを繰り返していく必要があります。

（第 1 項）

総合計画の適正な進行管理と行政資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の効果的な活用を図り、政策を検証するための行政評価を実施することを定めています。総合計画は長期的な市政運営の基本となるものであり、この総合計画に基づいた事業について客観的な視点による評価を行うこととしています。また、行政資源の「ヒト」は市民、市議会議員及び市の執行機関に携わる職員であり、「モノ」は市の施設、備品、また制度などであり、「カネ」は市政運営に必要な財源であり、「情報」は市政運営の基本原則に掲げるとおり重要な資源であり、これらを有効かつ効果的に活用することが必要であることから、その評価を行うことを定めています。

（第 2 項）

効率的かつ効果的な行政運営を図るとともに、行政評価の結果を公表し、行政運営の透明性を高めることを定めています。

□関係条例等 「安曇野市行政評価実施要綱」

第 6 章 危機管理

（危機管理）

第 23 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

【解説】 本条は、想定されるすべての非常事態に対し、市民の生命や財産などを守ること、またそのための市民相互や関係機関との連携を定めるとともに、市民の日常的な支え合いについて定めています。

(第1項)

市民の身体、生命、財産を脅かす危機として、「自然災害、重大な事故や事件、感染症の拡大その他の非常時」を想定しています。これらの非常事態に備え、市議会及び市は、日常的に市民の身体、生命及び財産の安全性を確保するよう努めることを定めています。

(第2項)

市民を災害等から守るため、警察署、保健所など関係機関、近隣市町村、友好都市などとの連携を図ることを定めています。民間との各種災害協定の締結なども考慮します。

(第3項)

市民は、非常事態に備え、市民相互の日常的な支え合いによる相互支援について定めています。

第7章 区

(区の役割)

第24条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

【解説】 本条は、市民の最も身近なコミュニティ組織である「区」の役割を定めています。

市区長会で作成した「区マニュアル」において、区は「支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織」と位置付けています。このことから、区民相互の支え合いと助け合いの下、区が抱える地域課題に対し、区民一人ひとりが自ら取り組むと同時に、協働により福祉の向上、安全で安心な地域を創り出すこととしています。

■市民会議の意見

- ・区は、地域の多岐にわたる課題を区民自ら総合的に対応し、また区民の福祉向上、安全で安心な地域づくりを自ら創り出す組織…

(区への加入)

第25条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

【解説】 本条は、本市の区域内に住所を有し、又は居住する者が、区へ加入することに努めること、また区へ加入し、お互い主体的にまちづくりに参画するとともに協力し合うことについて定めています。

(第1項)

本市に住所を有する市民及び居住する市民は、区へ加入するよう努めることを定めています。

区への加入については、区と市が協力し、促進を図っています。区未加入の要因として、「隣近所のつきあいの煩わしさ」「役員を引き受けられない」「区費など負担金が払えない」など、多岐にわたって

います。しかしながら、防災面からも、今後隣同士の顔の見える関係による支え合い、助け合いの地域づくりが一層求められています。このことから、市民会議においても、区への加入については表現を考慮した上で、条例に盛り込むことを前提に審議を進めました。検討は、区への加入を「義務化」とするか「努力義務」とするかでしたが、「基本的に、加入は個人の意思によるもの」「区への強制加入により逆効果が生まれる」などの意見も多く、任意組織である区への強制加入はできないことから「努力義務」としました。

高齢者などの区費や役員の負担の軽減も考慮しつつ、住民の主体的な地域づくりを目指すこととします。

(第2項)

区へ加入した場合には、お互いに支え合い、助け合うとともに、様々な課題解決に参画するよう努めることとを定めています。

(区への支援)

第26条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

【解説】 本条は、区が目指す目的や役割が果たせるよう、市が支援することについて定めています。

安曇野市誕生以来、区と市は対等なパートナーと位置付けてきました。市において、今後のまちづくりを推進する上で、区は特に重要な主体であり、区と市は多様化する課題を協働により解決し、市民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会を構築するための両輪となります。また、市民の福祉向上や安全で安心な暮らしを守るためには、区の協力が不可欠であり、区へ依頼する事項も多岐にわたってきました。市は、区の負担軽減を図るとともに、区の自立した運営による地域力の向上を図るため、財政的な支援あるいは人的な支援など、必要な支援を行うこととしています。

第8章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。
- 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】 本条では、市の重要な政策判断が必要な事項について、選挙権を有する者（その事項に応じて異なる）の最終意思確認の手段として、住民投票の制度を設けることができることを定めています。

市民ワークショップでは、住民投票そのものの是非、またその制度について「逐次型」か「常設型」か、様々な意見が出されました。市民会議では総意として、住民投票に関する項目を盛り込むことを合意しました。また住民投票の進め方については、市民会議の議論を踏まえ、地方自治法の規定に基づく手続きによるものとなりました。

我が国の地方自治制度は、市民の代表である市議会と市長による二元的な間接民主主義を採用しており、住民投票は現状の仕組みを補完する役割を果たします。地方自治法第 12 条、第 13 条では、市民の権利として条例の制定や改廃、議会の解散、議員や市長の解職を請求する権利を保障しています。

条例の制定請求では、地方自治法第 74 条では、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署により、住民投票を行う条例制定の請求ができることとしております。また、同法第 112 条では市議会議員の定数の 12 分の 1 以上の賛成により、市議会において住民投票を行う条例案を提出でき、市長は同法第 149 条に基づき市長の担当事務として、市議会に住民投票を行う条例案を提出できます。

(第 1 項)

地方自治法第 74 条、第 112 条及び第 149 条に基づく手続きを経ることにより、市長は住民投票を行うことができることを定めています。

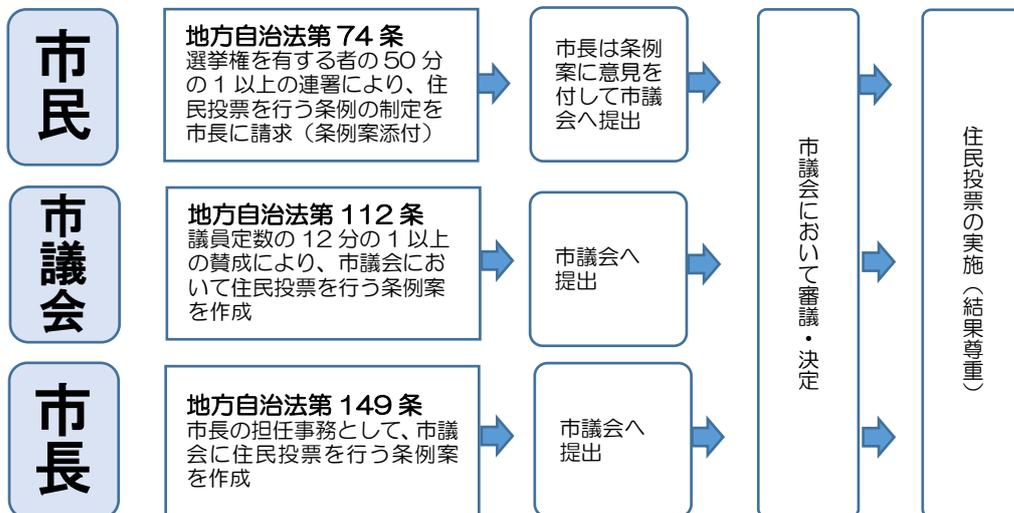
(第 2 項)

住民投票は、市民生活や市政において大きな影響を及ぼします。住民投票に関わる個々の事案は、すべてその重要性の高い案件であることから、個々の事案に対してそれぞれ住民投票条例を定め、投票権を有する市民や方法などの必要な事項をその都度、決めることを定めています。

(第 3 項)

住民投票の結果は法的に拘束力を持つものではありませんが、市議会と市長は住民投票の結果を尊重するものとし、その上で意思決定を行くことを定めています。

【住民投票を実施する場合の手順フロー】



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(検証等)

- 2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、第 2 項に規定する検証及び検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5 年間を超えない期間において前 2 項の例によりこの条例の検証等を行うものとする。

【解説】 市民会議において、本条例の見直しの必要性は総意によるものでした。見直しの時期については、施行直後の最初の見直しの時期と、その後の見直しのサイクルについて審議を進めました。その上で、施行直後の見直しは 3 年を超えない期間とし、その後は 5 年間を超えない時期とし、またその間に本条例の各条項が本市の推進すべき方向やその時点での社会情勢と照らし合わせ、条例の見直しが適当と判断した場合には、検証等を行うということについて定めています。